

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ザンビア	ザンビア共和国政府に対する贈 与に関する日本国政府とザンビ ア共和国政府との間の交換公文	貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減 に係る計画等に充当するための資金の贈与	300,000千円 -----	H24.3.28 ルサカで (同日)	日本側 江川 明夫在ザンビ ア大使 ザンビア側 アレクサンダ ー・チクワンダ財務・国 家計画大臣	H24.4.9 139号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。